

昭和五十七年三月十五日提出
質 問 第 六 号

府中市内の電話料金格差是正に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十七年三月十五日

提出者 岩佐恵美

衆議院議長 福田 一 殿

府中市内の電話料金格差是正に関する質問主意書

東京二十三区内は、全域が一通話三分以内なら十円で通話できる「単位料金区域」である。

しかしながら、同じ東京都下でありながら府中市は市内が三つの「単位料金区域」に分かれており、そのため同一市内でも違う「単位料金区域」に電話をかけるときは、市外扱いで時間も十円で一通話一分二十秒と半分以下となっている。

このことは、公衆電気通信法第一条「公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図る」にも反するばかりか、市民に多大な負担となっている。

従つて、この問題の是正は緊急を要すると考える。

この際、区域の改善を口実として、近距離の料金値上げを押し付けようとする公社の論議は不当である。

については、次の事項について質問する。

- 一 府中市内が三つの「単料金区域」に分かれた経過について。
 - 二 政府としては、同一市で三つの「単料金区域」に分割されている状況を是正すべきものと考えるかどうか。
 - 三 府中市内を同一の「単料金区域」にする見通しについて。
 - 四 同一の「単料金区域」にするまでの救済措置について。
- 右質問する。